

■届出対象行為一覧

対象行為	行為の種類		市内全域 福岡駅東区域	津屋崎千軒区域	新原・奴山古墳群 眺望区域1	新原・奴山古墳群 眺望区域2
建築物	建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		高さが13mを超えるもの、又は延面積が1,000㎡を超えるもの	すべての行為	高さが5mを超えるもの、または延面積が10㎡を超えるもの	高さが10mを超えるもの、又は延面積が150㎡を超えるもの
工作物	工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	塔状工作物（Ⅰ）	地上からの高さが15mを超えるもの	すべての行為	地上からの高さが5mを超えるもの	地上からの高さが10mを超えるもの
		塔状工作物（Ⅱ）			すべての行為	
		壁状工作物	ガードレール、柵：長さが50mを超えるもの 上記以外：高さが2mを超えるもの		ガードレール、柵：長さが3mを超えるもの 上記以外：高さが2mを超えるもの	
		横断工作物	水門、堰：幅が2mを超えるもの 上記以外：高さが5mを超え、かつ延長が50mを超えるもの		水門、堰：幅が2mを超えるもの 上記以外：高さが5mを超えるもの、又は延長が20mを超えるもの	
		その他工作物	高さが15mを超えるもの、または築造面積が1,000㎡を超えるもの		高さが5mを超えるもの、または築造面積が100㎡を超えるもの	高さが10mを超えるもの、または築造面積が500㎡を超えるもの
		自動販売機	-		すべての行為	
開発行為	主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更	開発区域面積が1,000㎡を超えるもの		開発区域面積が500㎡を超えるもの		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		高さ2mを超える切土、盛土を生じるもので、当該行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの		高さ0.5mを超える切土、盛土を生じるもので、当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの。ただし、路外駐車場の新設、増設又は改修を目的とする土地の開墾にあっては、当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの		
木竹の伐採		伐採面積が1,000㎡を超えるもの	-	伐採面積が100㎡を超えるもの		
屋外における物件の堆積		高さが2mを超えるもの、または当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの		高さが2mを超えるもの、または当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの		
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）		-		上記の届出対象となる規模を持つ建築物及び工作物に対し行われる、特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更で、期間が14日を超えるもの		

工作物の区分	工作物の対象物
塔状工作物（Ⅰ）	風車、物見塔、煙突、柱、高架水槽、電柱、鉄塔、屋外照明 その他これらに類するもの
塔状工作物（Ⅱ）	彫像、記念碑、記念塔、装飾塔 その他これらに類するもの
壁状工作物	擁壁、柵、塀、ガードレール その他これらに類するもの
横断工作物	高架道路、横断歩道橋、跨線橋、橋りょう、水門・堰（地上付属工作物を含む） その他これらに類するもの
その他工作物	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、立体駐車場、立体駐輪場、地上に設置されたソーラーパネル その他これらに類するもの
自動販売機	自動販売機